

## 広報細則

### (総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、この細則を定める。学会の広報については、この細則の定めるところによる。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

### (広報)

第2条 総務部は、会長及び理事会の意を受けて、本学会の設立目的の達成に必要な次の広報活動を行う。

- (1) 学会の活動に係わる情報受発信
- (2) 地すべり技術に係る情報受発信
- (3) (1)および(2)に係わる他部との協力
- (4) 情報受発信機能の整備
- (5) 以上の事柄に係わる計画及び成果の会長及び理事会への報告

### (ホームページ)

第3条 総務部は、学会の広報及び運営等に関する情報提供を目的としてインターネットを通じて情報発信を行う。ホームページアドレス(URL)は、<http://japan.landslide-soc.org/>とする。

2 ホームページに掲載する情報は、本学会の設立目的の達成に必要なものとし、学会として品位を保ち、公序良俗に反しないものとする。また、守秘義務、著作権、個人情報保護に関する法令に反するものであってはならない。

3 総務部は、ホームページへの掲載を依頼された原稿の中に前項に反する内容を認めたときは、掲載を依頼した者に対して、掲載原稿の変更、取り下げを求めることができる。

4 ホームページは視覚的に誰にでも見やすく、理解しやすい内容で構成するように努めるとともに、標準的なパーソナル・コンピュータのハードウェアとソフトウェアにより、できるだけ多くの人が見ることができるようにする。さらに、必要に応じて更新を行う。

### (メーリングリスト)

第4条 総務部は、事務局とともに学会が提供するメーリングリストの管理、運営を行う。

2 メーリングリストは、会員間の情報共有、交換のみならず、一般向けの情報発信をも目的とする。

### (取材対応)

第7条 総務部は、報道機関等からの取材の申し込みがあった場合、事務局とともにこれに対応する。この際、取材内容及び対応者については総務部での協議を経て、必要に応じ会長、副会長及び専務理事の承認を経るものとする。

2 対応する取材内容は、原則として「岩、土あるいはその混合物の斜面降下運動」に関することに限る。

3 取材を受け付ける報道機関等の範囲は、下記のとおりとする。

- (1) テレビのニュース番組、報道番組、科学番組（いわゆる「バラエティー番組」は除く）
- (2) 新聞（いわゆる「一般紙」に限定する）
- (3) 科学雑誌等の専門誌

#### 附則

この細則は、平成23年7月5日に新規制定したもので、理事会の議決のあった日（平成23年8月30日）から施行する。

#### 附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。